国民監視、私権制限、運動弾圧

「土地利用規制法案」は廃案に

菅内閣は3月26日、「土地利用規制法案」(重要施設周辺および国境離島等における土地等の利用状況の調査および利用の規制等に関する法律案)を閣議決定し、国会に提出。今国会で成立させようとしています。

米軍・自衛隊基地、原発などの周囲1キロは「注視区域」に



米軍・自衛隊基地原発など「重要施設」の周囲約1キロと国境にある離島を注視区域」「特別注視区域」に内閣総理大臣が指定。「安全保障に寄与することを目的」と言えば、政府が土地や建物の利用状況を調査し、利用を規制することができるようになります。

「注視区域」に指定されると 土地・建物の所有者は調査対象に

WARRING NITED STATES FORCES, JAPAN INSTALLAT IT IS UNLAWFUL TO ENTER THIS AREA WITHOUT PERMISSION OF THE INSTALLATION COMMAND WHILE ON THIS INSTALLATION ALL PERSONNEL AND THE PROPERTY UNDER THEIR CONTROL. SUBJECT TO SEARCH, UNAUTHORIZED ENTEY PUNISHABLE BY JAPANESS LAW (ALT SELL) TOKUBETSUHOLAN 9150, TAPAN THIS INSTALLATION PARTOLLED BY MILITARY THIS INSTALLATION PARTOLLED BY MILITARY

「注視区域」では土地・建物の所有者や賃借人などの情報をあつめることができ、「特別注視区域」では、一定以上の面積の土地売買は氏名、国籍などの事前届け出を義務づけます。 調査は名前や住所、国籍、利用目的にとどまらず、思想信条や所属団体、家族・交友関係、海外渡航歴などにまでおよぶ恐れがあるといわれています。

「機能を阻害する行為」とみなされると罰則が…

無届けや虚偽の届け出をした場合には6か月以下の懲役または100万円以下の罰金。「重要施設」などの「機能を阻害する行為」「機能を阻害する明らかなおそれ」がある場合は、内閣総理大臣が利用中止の勧告・命令を出すことができ、応じない場合は2年以下の懲役または200万円以下の罰金と言いますが、詳細は政令で定めるとされています。

「要塞地帯法」「軍機保護法」に酷似 戦前回帰は許されない



戦前・戦中は、軍事施設周辺では立ち入りや写真撮影などは「要塞地帯法」「軍機保護法」などで禁止されていました。今回の法案は、これに酷似しており、許してはなりません。

埼玉県平和委員会 電話·FAX 048-711-4434 E-mail saitama.heiwa@jcom.home.ne.jp





基地周辺にお住まいのあなたも監視対象に…

県内にある主な基地周辺の約1キロに相当する部分を囲んでみました。市役所をはじめ主要な官公庁施設、市街地の中心部分がすっぽりと対象区域内に組み込まれ、域内の人々のプライバシーの多くが政権に握られることになります。航空自衛隊入間基地関係では3620人におよぶと言われています。

米軍所沢通信基地の周辺は…



陸上自衛隊朝霞駐屯地の周辺は…



航空自衛隊入間基地の周辺は…



陸上自衛隊大宮駐屯地の周辺は…



※地図はイメージです。

世論を広げて、廃案に追い込みましょう